

有明教育芸術短期大学
令和4年度入学者「2年間の学費で3年間学べる奨学金」募集要項

1. 奨学金の趣旨・特徴

本奨学金は、本学を第一志望とし、本学への入学を強く希望する者を対象に経済的に支援することを目的としています。

奨学金として、卒業までの3年間に1年分の学費に相当する100万円を免除します。返還の必要はありません。

奨学金の決定通知を受けてから、出願することも可能です。

2. 奨学金の内容

3年間で合計100万円の学生納付金を免除します。(後期授業料より免除)

1年生免除額 30万円、2年生免除額 30万円、3年生免除額 40万円

3. 申請資格

次の(1)と(2)に該当する者

(1) 本学を専願とし、学校推薦型選抜(特待生は除く)または総合型選抜に出願する者及び出願した者

(2) 主たる生計維持者の前年度所得が、以下に該当する者

① 給与所得者 841万円以下の者(給与支給総額)

② 給与所得者以外 355万円以下の者(確定申告書の所得金額)

※所得が基準を超える場合又は①②の両方の所得がある場合は、事前にご相談ください。

4. 申請書類

(1) 本奨学金申請書(所定用紙)

(2) 主たる生計維持者1名の所得証明書

① 給与所得者は、直近の源泉徴収票のコピーを提出

② 給与所得者以外は、直近の確定申告書のコピーを提出

③ 所得がない場合は、市区町村発行の住民税非課税証明書の原本またはコピーを提出

5. 申請方法

郵送(締切日必着)または、有明教育芸術短期大学事務局窓口提出

郵送先：〒135-0063 東京都江東区有明2-9-2

有明教育芸術短期大学「2年間の学費で3年間学べる奨学金」担当宛

6. 申請期間

第Ⅰ期募集 令和3年7月1日(木) ～ 8月20日(金)

第Ⅱ期募集 令和3年9月1日(水) ～ 10月25日(月)

第Ⅲ期募集 令和3年11月1日(月) ～ 11月30日(火)

第Ⅳ期募集 令和3年12月10日(金) ～ 令和4年1月6日(木)

7. 募集人数

50名程度

8. 選考及び結果通知

選考は申請書類を基に主たる生計維持者の所得及び家族構成を考慮の上、書類審査を行い、適用者を決定し、郵送にて通知します。

第Ⅰ期募集結果通知 令和3年8月25日頃

第Ⅱ期募集結果通知 令和3年10月30日頃

第Ⅲ期募集結果通知 令和3年12月5日頃

第Ⅳ期募集結果通知 令和4年1月10日頃

9. 国の修学支援制度（日本学生支援機構給付型奨学金及び授業料減免）との併用について

本奨学金と国の修学支援制度との併用はできません。日本学生支援機構の給付型奨学金予約採用申請を行なっている(行う予定)場合でも申請は可能ですが、国の支援が決定した段階で、自動的に本奨学金の減免を停止します。

なお、入学後、国の修学支援制度の要件を満たさず、国の支援が停止となった方には本奨学金制度を適用いたします。ただし、その時点で申請資格の所得条件を満たしていることが条件となります。

10. 奨学金(学生納付金減額)の手続

入学後、毎年8月下旬に減額した後期学生納付金通知書を発送します。指定期日(10月中旬)までに減額後の金額を納付してください。

11. 個人情報の取扱い

本奨学金の申請にあたりお知らせいただいた個人情報については、奨学金の審査以外の目的に使用することは一切ありません。

12. その他注意事項

- (1) 本奨学金の申請や選考は、入学試験の合否に影響を与えるものではありません。また、奨学金の採用決定が、入学試験の合格を保障するものではありません。
- (2) 本奨学金申請者が、入学金免除制度の申請を行うことは、資格要件を満たせば可能です。
- (3) 本奨学金の申請に提出された書類は、一切返却しません。
- (4) 入学後次のいずれかに該当した場合は、奨学金が中止となります。
 - ① 所得が申請資格基準を超えた場合。
(奨学生となった場合、毎年、所得証明書の提出が必要です)
 - ② 理由のいかんにかかわらず、留年となった場合。
 - ③ 自主退学をした場合または学則により除籍となった場合。
- (5) 次のいずれかに該当した場合は、奨学生としての資格を喪失し、奨学金の返還を求めることがあります。
 - ① 申請書及び提出書類の記載内容に虚偽があった場合。
 - ② 学則により、停学または退学の懲戒処分となった場合。

13. お問い合わせ

有明教育芸術短期大学

「2年間の学費で3年間学べる奨学金」担当

電話 03-5579-6211 (月曜～金曜 9:30～17:30)

E-mail : sship@ariake.ac.jp

「2年間の学費で3年間学べる奨学金」Q&A

【申請について】

Q1 私は、経済的な事情があり、この奨学金を受けられないと入学ができません。出願前に申請結果は分りますか。

A1 分ります。例えば、本奨学金の第Ⅰ期に申請された場合は、第1回目の総合型選抜の出願締切日より前に奨学金の結果がわかります。また、第Ⅱ期に申請された場合は第1回目の学校推薦型選抜の出願締切日より前に奨学金の結果がわかります。詳細は、直接お問い合わせください。

【他の奨学金について】

Q2 現在は、保護者の収入が多く、この奨学金申請ができないのですが、入学後に家計が急変し、収入が減少した場合に別の奨学金制度はありますか。

A2 あります。この奨学金の適用を受けずに入学した方に対して、入学後に家計の急変があった場合には、学生納付金を減免する本学独自の奨学金制度があり、1年生の後期から申請が可能です。

Q3 この奨学金と併用可能な入学金免除制度とは、どのような制度ですか。

A3 入学金免除制度とは、入学金 28 万円全額を免除する制度です。ご案内を合格者全員に合格通知書と共にお送りしています。入学金免除の申請資格は、出願時より過去 1 年以内に家計の急変があり、世帯全体の年収が概ね 500 万円以下の方となります。

Q4 この奨学金の適用を受けた場合、日本学生支援機構の奨学金を受けることは可能でしょうか。

A4 日本学生支援機構の貸与型奨学金は併用が可能ですが、給付型奨学金は併用できません。また、日本学生支援機構以外の学外の奨学金や教育ローンとの併用は可能ですが、それぞれの相談窓口にて申請条件等をご確認ください。

Q5 国の修学支援新制度との併用は、なぜできないのでしょうか。

A5 国の修学支援新制度は、本学の「2年間の学費で3年間学べる奨学金」に比べ所得や成績の基準が厳しい反面、授業料減免と給付型奨学金とを合わせると支援内容は大変手厚くなっています。本学は、ひとりでも多くの方を支援するために、国の修学支援新制度の適用を受けられる方は、国の制度で、それに該当しない方は、本学独自の奨学金制度をご利用いただきたいと思いますと考えております。